

## 福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託仕様書

本書は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託について、仕様を定めるものであり、以下本文中「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」を甲、「受託者」を乙という。

### I 委託する業務

#### 1 債権管理回収業務

(1) 甲が乙へ委託する債権は、次に掲げる債権とする。

- ①公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金
- ②公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校奨学金
- ③公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校入学支度金
- ④公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金

経済的理由により修学困難な高校生等に対し奨学資金を貸与し、もって高等学校等における教育の機会均等に資することを目的として行った貸付金。

この公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金（支度金を含む。）の返還金のうち、甲が回収委託することが適当と判断した債権。

なお、委託債権については、増減することがある。

- ・対象者：原則として債務名義取得後、概ね1年以上未返還の者
- ・委託対象滞納債権者数（見込）：約900名
- ・委託対象金額（見込）：約400,000千円

(2) 乙が実施する主な回収業務は、次のとおりとする。

- ①債務者ごとの回収方針の策定
- ②文書・電話・訪問による催告及び交渉
- ③債権の回収
- ④連絡先・居住先不明の債務者の調査
- ⑤訪問調査（居住確認調査）
- ⑥債務者の経済状況を考慮した新たな償還計画の作成支援

※計画の策定にあたっては、甲と協議し、承認を受けること

#### 2 返還金回収にかかる報告業務

乙は、甲に対し各月の回収結果を報告する。また、甲の要請により、債務者の個別状況を報告する。

#### 3 収納した返還金の甲への払込業務

乙は、当月回収した金銭を指定期日までに、甲の指定する口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は乙の負担とする。

#### 4 甲への助言業務

具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ①甲への定期訪問
- ②債権回収結果の報告
- ③受託債権について今後の見通し報告
- ④異業種の回収スキーム紹介及び業界に関する情報提供

## II その他

#### 1 業務従事者の配置

乙は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

#### 2 窓口担当者の届出

乙は、本業務委託の実施にあたり、甲との連絡窓口となる担当者を配置すること。

連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、甲から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

#### 3 委託対象債権にかかる収納情報の通知

甲は、過去に甲が発行した振込用紙等（ATM等を含む。）により収納があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

#### 4 留意すべき事項

##### (1) 守秘義務

業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示漏えいしてはならない。

##### (2) 再委託の禁止

業務の実施にあたり、書面による財団の承諾がある場合を除き、再委託は認めない。

##### (3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、乙において対応しなければならない。

##### (4) 法令遵守

乙は、良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権回収業に関する特別措置法、弁護士法、貸金業法、県条例等を遵守すること。

(5) 安全確保及び損害賠償

乙は、安全の確保に万全を期すること。

業務の実施にあたり、乙が損害を受けても、甲は保証しないこと。

乙は、債務者、第三者に損害を与えないよう注意すること。

乙の故意又は過失により甲、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償すること。

(6) 書類の保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

(7) 検査

甲は、委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を行うことができる。

甲は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。

(8) 契約解除の条件

甲、乙いずれにも契約解除権を設定する。その要件については、契約書上に定めることとする。

(法務大臣の許可を取り消された場合、予算の減額又は削除による場合等)